

サービス名称:訪問介護相当サービス  
 サービス種別コード:A2(訪問型サービス(独自))

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問介護相当サービスⅠ	イ 訪問介護相当サービス(程度) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	1114	訪問介護相当サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2	2111	訪問介護相当サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39単位	39	1日につき
A2	2114	訪問介護相当サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A2	1211	訪問介護相当サービスⅡ	ロ 訪問介護相当サービス(程度) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	1214	訪問介護相当サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A2	2211	訪問介護相当サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	2214	訪問介護相当サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321	訪問介護相当サービスⅢ	ハ 訪問介護相当サービス(程度) 要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	1324	訪問介護相当サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A2	2321	訪問介護相当サービスⅢ日割	要支援2(週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき
A2	2324	訪問介護相当サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	6001	訪問介護相当サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8100	訪問介護相当サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問介護相当サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算日割	所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4001	訪問介護相当サービス初回加算	ニ 初回加算 200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		
A2	8310	訪問介護相当サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の1/1000加算		

※ 色分けルール  

 → 新設  
 → 変更  
 → 廃止